

外国子会社配当益金不算入制度創設 による国際税務戦略への影響

関谷浩一 新日本アーンストアンドヤング税理士法人
パートナー・税理士

西田宏之 新日本アーンストアンドヤング税理士法人
シニアマネージャー・税理士

I はじめに

平成21年度税制改正により「外国子会社配当益金不算入制度」が導入される。これは、海外子会社から日本親会社への資金還流促進の観点から、現行の間接外国税額控除制度を廃止する一方、一定の海外子会社からの受取配当については原則として日本親会社で課税しないとする制度である。この「外国子会社配当益金不算入制度」の導入は、日本に本社を有する多国籍企業の国際税務戦略に多大な影響を与えると思われる。

今回の改正により海外からの資金還流を阻害していた税制上の障害が大幅に緩和されることによるメリットは大きい。しかしながら、依然として日本に配当を支払えば源泉税等の追加コストが生じるため、配当する必要がなければ配当しない方が有利であることも事実である。さらに、実効税率が高い海外子会社から配当を受け取っている場合など、改正後の税負担が増えるケースもある。また、タックスヘイブン税制

の改正により持株会社設立の自由度が高まる一方、不利益が生じるケースもある。日本企業においては、新制度のポイントを理解し、既存の投資ストラクチャを再検討し、必要に応じて変更を行う必要がある。

今後は、海外子会社における税負担が直接に連結実効税率に影響することとなるため、各社の海外における税務プランニングの巧拙がより明確にされる。その結果、日本において国際税務プランニングの重要性がより広く認識されることとなろう。

II 平成21年度税制改正前の取扱い

平成21年度税制改正前は、海外子会社の利益を日本親会社へ配当すると、日本親会社において他の所得と同様に約41%で課税され、間接外国税額控除制度により海外子会社が現地で支払った外国法人税等が日本親会社の税額から控除されていた（全世界所得方式+外国税額控除制度）。したがって、日本親会社が海外子会社から配当を収受することを前提とする場合には、

(注1) ただし、みなし外国税額控除の適用を受けられる場合には41%より低下する余地があった——みなし外国税額控除とは、開発途上国の優遇税制の効果を確保するための制度として、進出企業が現地で優遇税率の適用を受けて納付した税金について、あたかも法定税率で納付したものとみなして、進出企業（の親会社）がその本国で納付すべき税額から控除するものである。このため、法定税率と優遇税率との税率差分の税務メリットが受けられることとなっていた。

連結実効税率も日本親会社単体の税率と同じく約41%に達することとなる(注1)。そのため、連結グループ全体の実効税率の観点からは、海外において低い税率で課税された所得を日本に還流(配当)させるのではなく、海外に設立した持株会社に所得を留保し、留保所得を他国の海外子会社に出資あるいは貸付けの形態により再投資する持株会社ストラクチャが広く利用されていた。さらに税目的以外でも、マーケットのグローバルな展開に伴い、マーケットに近いところの方がより地域の特徴に応じた迅速・適切な意思決定及び管理ができるという考え方にに基づき、持株会社を地域ごとに設立し、統括機能(内部統制機能や人材管理機能)やサプライチェーンマネジメント機能(マーケティング・集中購買・子会社や顧客への直接販売等の事業)を付加する場合もあった(注2)。その結果、これまでは、例えば欧州についてはオランダ統括持株会社を、アジアについてはシンガポール統括持株会社をといたように、税務戦略上有利で、か

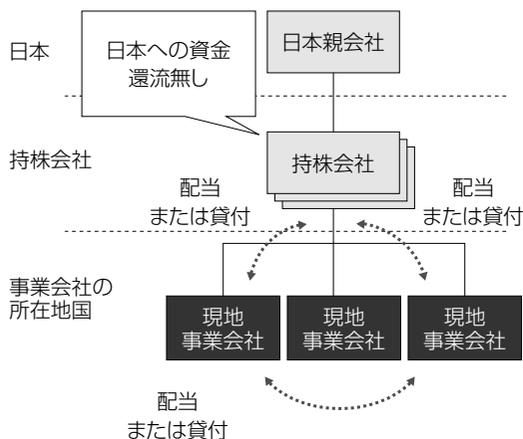
つ、事業戦略上も好ましい国を選定し持株会社を地域ごとに設立するのが一般的となっていた。

クロスボーダーM&Aとの関連で言えば、日本企業が海外企業グループ群を買収する際には、買収したターゲットグループについて、地域ごとに分割して既存の持株会社の傘下に入れるのか、あるいは現状を維持するのか、税務面(再編による追加税務コストを含む)や管理面での検討が必要となっていた。

Ⅲ 外国子会社配当益金不算入制度の概要

平成21年度税制改正により、海外子会社からの配当について、多くの先進国と同様に、外国税額控除制度から国外所得免除方式(国外で生じた所得については海外での課税のみとし、日本では課税しない)へ移行することとなった。この新制度の創設に伴い、現行税制の外国税額控除制度及びタックスヘイブン税制について大幅な改正が行われている。なお、海外から受け取る利子や使用料、海外支店の所得など、海外子会社からの配当以外の国外源泉所得については、従前と同様に全世界所得方式+外国税額控除制度の対象となる。

連結実効税率低減のための一般的な持株会社ストラクチャ(平成21年度税制改正前)



1 適用対象子会社

「外国子会社」とは、内国法人が発行済株式の25%以上を配当の支払義務確定日以前6月以上直接有する外国法人をいう。なお、日本と外国子会社の所在地国との間で二重課税の排除に関する租税条約により異なる持株割合が定められている場合には、本制度の対象となる外国子会社の判定は、その割合により行われる。例え

(注2) 理論的には、地域統括機能(経営管理)と持株機能(資本関係)は切り離して考えることもでき、必ずしも「地域統括持株会社」とする必要はないと考えられる(つまり地域統括会社と持株会社を別々に設立しても問題ない)が、経営管理と資本関係に一定の相乗効果があるのも事実であり、実務的には別々に設立するのではなく地域統括持株会社とするケースが多い。

ば、米国子会社については、日米租税条約との関係において内国法人の出資比率要件が25%以上から10%以上に引き下げられることとなる。

2 免税割合

外国子会社からの受取配当のうち、95%が益金不算入の対象となる。つまり、5%部分は課税対象となる。これは、配当収入を非課税とするのであれば、配当収入を得るために要したコストについても（配当収入の5%と割り切り）損金に算入しないという趣旨である。

3 配当源泉税の取扱い

外国子会社からの配当を益金不算入とすることにより、日本と外国での二重課税が排除されるため、受取配当に対して外国子会社の所在地で課される源泉税は、損金不算入とするとともに、直接外国税額控除の対象外となる。

4 外国税額控除制度の改正

間接外国税額控除制度は、所要の経過措置を講じたうえ、廃止される。

5 適用時期

平成21年4月1日以後に開始する事業年度において受ける外国子会社からの配当について適用される。

IV タックスヘイブン税制との関係

外国子会社配当益金不算入制度の導入に伴い、タックスヘイブン税制も改正されることとなる。

1 合算対象となる留保所得

改正前は、海外子会社が特定外国子会社等^(注3)に該当しタックスヘイブン税制の適用を受けた場合、特定外国子会社等が稼得した所得を日本に配当せず留保した場合に、その留保所得が親会社の課税所得と合算され、日本で約41%の税率で課税されていた。一方、改正後は、特定外国子会社等が日本親会社に対して支払う配当は、合算課税の対象とされる留保所得から控除されないこととなる^(注4)。つまり、海外子会社が特定外国子会社等に該当した場合には、その所得を配当するか否かにかかわらず、その所得の全額が每期課税されることとなる。このように、新制度においても特定外国子会社等に該当するか、適用除外要件を満たしているかの判定は引き続き重要であり、特に現行制度においても每期配当しているような会社の場合にはより判定の重要性が増すこととなる。

なお、特定外国子会社等が日本で合算課税を受けた後にその課税済利益を配当する場合には、外国子会社配当益金不算入制度による免税方式とは異なり、二重課税を調整するため、全額（95%ではなく）が益金不算入となり、また、配当に係る源泉所得税も（損金不算入ではなく）、日本親会社において損金算入されることとなる。

2 合算対象から除かれる留保所得

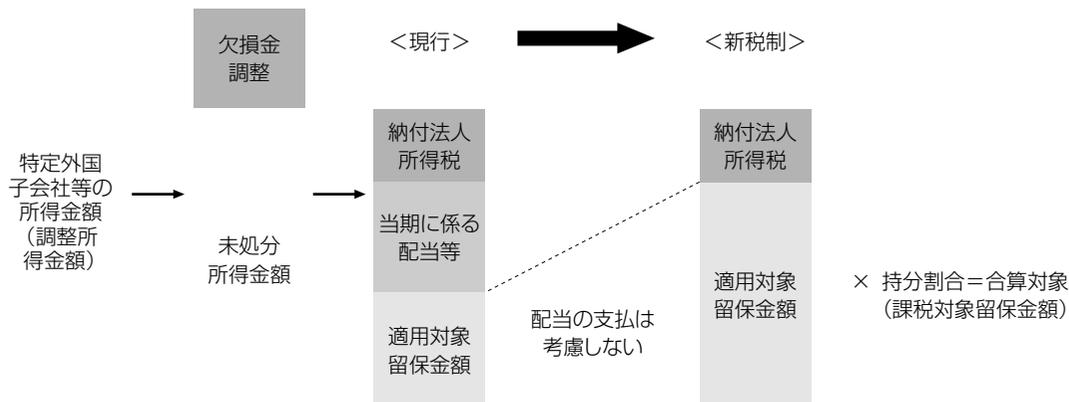
その他、特定外国子会社等が受ける次の配当の額は、合算課税の対象とされる留保所得から控除されることとなる。

- ① 特定外国子会社等がその子会社（特定外国子会社等が他の法人の発行済株式の25%以上

(注3) 特定外国子会社等とは、外国関係会社（発行済株式等の総数の50%超を内国法人等に保有されている法人）のうち、租税負担割合が25%以下であるものをいい、特定外国子会社等の株式等の保有割合が5%以上である内国法人はタックスヘイブン税制の適用対象とされる。

(注4) 合算課税の一方、特定外国子会社等が現地で納付した外国法人税等のうち、課税対象金額に対応するもの（課税対象金額相当額を限度）については、外国税額控除の対象となる。

合算対象となる留保所得の概要



を、配当の支払義務が確定する日以前6月以上引き続き有している場合の他の法人)から受ける配当の額

- ② 特定外国子会社等が受ける配当の額のうち、既にタックスヘイブン税制の合算対象とされた金額から充てられたもの

これにより、持株会社が特定外国子会社等に該当した場合であっても、その子会社等より收受した配当は合算課税される所得から除かれることとなる。

これまででは、持株会社が特定外国子会社等に該当した場合には、持株会社が受領した配当も含めてすべての留保所得が合算対象とされていた。したがって、持株会社のレベルで所得を留保するような場合には、特定外国子会社等に該当しないように、持株会社の所在地国の法定税率が25%超の国であること等の様々な要件を検討する必要があった。一方、改正後は、持株会社が特定外国子会社等に該当した場合であっても合算所得が実質的に生じない可能性もあることから(注5)、今後は持株会社の設立に際して設立国の選定の幅が広がると考えられる。

V 新制度導入に伴う既存グループストラクチャへの影響

- 1 日本親会社への配当(資金還流)を行っていた企業グループの連結実効税率の低下

- (1) 外国子会社から配当を受ける場合の現行制度と新制度の比較

外国子会社配当益金不算入制度の場合、外国子会社からの配当については日本で課税されずに子会社所在地国で課税が完結することとなる。この結果として、外国子会社利益を配当により日本に還流させるストラクチャの場合であっても、通常は子会社所在地国の税率に応じて連結実効税率が41%より低下することとなる。ただし、子会社所在地国の源泉所得税率が高い場合や米国のようにそもそも法人税率が高い場合には、配当をすることで連結実効税率が41%を超え、従来の制度よりも不利になる可能性がある。

その他、現行制度において、海外子会社が日本親会社に毎期配当を行っていた場合には、海

(注5) 持株会社が子会社を売却することにより生じるキャピタルゲイン、利息収入、25%未満孫会社等から持株会社への配当等は引き続き合算課税の対象となる点に留意する。

外子会社の支払税金は間接外国税額控除により控除される結果、連結実効税率に影響を与えていなかった。

一方、新制度においては毎期配当を行う場合であっても、海外子会社の支払税額が連結実効税率に影響を与えることとなるため、現地国での実効税率を低下させるようなプランニングがより重要になったと言える。

(2) 外国子会社配当に係る源泉税の影響

改正前は、現地で課された配当源泉税は日本親会社において直接外国税額控除の対象となるため、配当源泉税の多寡は原則として連結実効税率に影響を与えることはなかった。一方、改正後は、95%非課税となる配当に課せられる源泉所得税は外国税額控除の対象や法人税法上の損金とはならないため、現地で源泉税を負担した分だけ連結実効税率が増加することとなる。したがって、今後は連結実効税率低減のために配当源泉所得税のプランニングが重要となる(具体的なプランニングについては後述する)。

2 各種法人税額計算規定への悪影響

外国子会社からの受取配当が益金不算入となる場合、現行のように所得金額に含めて法人税額より税額控除する制度と異なり、所得金額自体から控除することとなるため、所得金額に基づき計算する規定に影響を与える可能性がある。具体的には試験研究費の総額に係る税額控除や直接外国税額控除といった税額控除関係や寄附金の損金算入限度制度等であり、改正により悪影響がないか改めて検討する必要がある。

3 財務報告への影響(繰延税金負債)

税効果会計の適用により、実現収益について繰延税金負債を計上することとなる。改正前に、海外子会社の留保利益を日本へ配当することが見込まれている場合として、当該留保利益について繰延税金負債を計上していた法人は、改正後は繰延税金負債のうち一定の金額を取り崩すことになると思われる。

外国子会社益金不算入制度の導入前後の連結実効税率の比較

	間接外国税額控除制度(現行)				配当益金不算入制度(改正後)			
	日本親会社	海外子会社	連結消去	連結	日本親会社	海外子会社	連結消去	連結
営業利益	200	200		400	200	200		400
受取配当	200		△ 200	0	164		△ 164	0
配当免税				0	△ 156		156	0
課税所得	400	200	△ 200	400	208	200	△ 8	400
法人税等	164	36		200	85	36		121
税額控除	△ 52			△ 52				
法人税額	112	36		148	85	36		121
源泉所得税		16		16		16		16
支払配当		148	△ 148	0		148	△ 148	0
法人税率	41%	18%		41%	41%	18%		34%

前提：海外子会社の税率は18%、支払配当についての源泉徴収は10%とする。
海外子会社は日本のタックスヘイブン税制の適用は受けないものとする。

外国子会社益金不算入制度導入後に配当源泉税が連結実効税率に与える影響

	配当益金不算入制度(源泉税10%)				配当益金不算入制度(源泉税0%)			
	日本親会社	海外子会社	連結消去	連結	日本親会社	海外子会社	連結消去	連結
営業利益	200	200		400	200	200		400
受取配当	164		△ 164	0	164		△ 164	0
配当免税	△ 156		156	0	△ 156		156	0
課税所得	208	200	△ 8	400	208	200	△ 8	400
法人税等	85	36		121	85	36		121
税額控除								
法人税額	85	36		121	85	36		121
源泉所得税		16		16				
支払配当		148	△ 148	0		164	△ 164	0
法人税率	41%	18%		34%	41%	18%		30%

前提： 海外子会社の税率は18%とする。

海外子会社は日本のタックスヘイブン税制の適用は受けないものとする。

VI 改正後における持株会社ストラクチャの活用

新制度を利用して日本親会社の配当（資金還流）を増加させた場合であっても95%部分が非課税となる結果、子会社所在地国での税率が低いほど連結グループ全体の実効税率が41%より低下することとなる。一方、日本親会社まで配当せず、持株会社に利益を留保していた企業グループの場合は、改正前においても連結実効税率が41%より低くなるのが一般的であった。したがって、改正を契機として持株会社を解体し直接保有に切り替えることへの誘因は大きくないと考えられる。なお、国内に資金需要がない会社においては、新制度における源泉所得税や5%相当の課税が負担になるため、引き続き持株会社レベルで利益を留保し域内で循環させるほうが有利であることに留意すべきである。

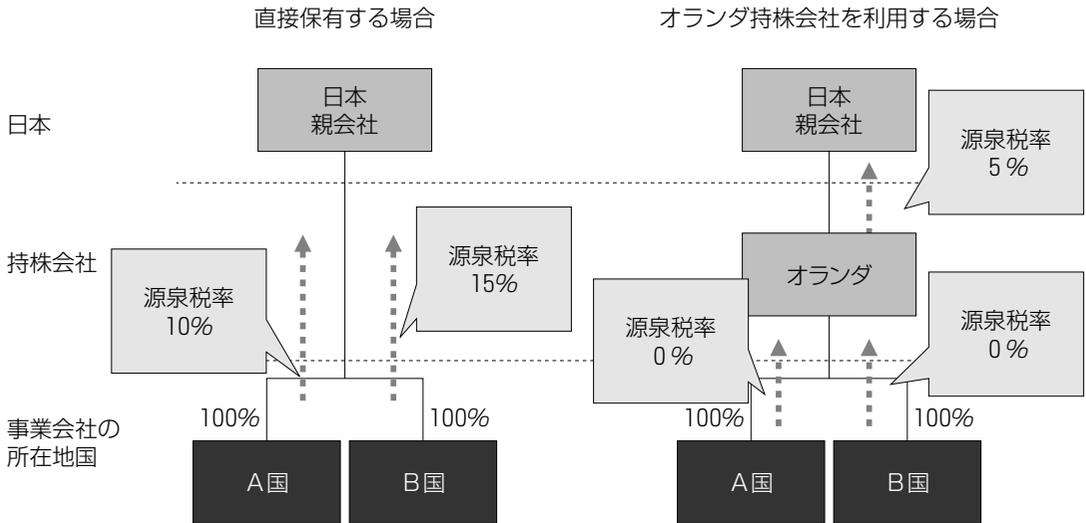
さらに、上記以外にも、持株会社ストラクチャを活用することに次のようなメリットがあると考えられる。

1 配当源泉税の軽減ストラクチャ（外国子会社配当益金不算入制度ではメリットとなる部分）

国内に資金需要があり配当を行う場合には、配当に係る源泉所得税負担を軽減することが最大のプランニングとなる。ストラクチャとしては、源泉所得税について優遇制度を有する国に持株会社を設立することで、当該源泉税の負担を軽減する方法が考えられる。

例えば、日本親会社が欧州に海外子会社を直接保有する場合、これらの海外子会社から配当を受ける際、（一定のEU加盟国間の配当については源泉税が免除されるのに対し）国によっては日本への配当については10%から15%程度の源泉所得税が課されることとなる。したがって、日本親会社がこれらの海外子会社を例えばオランダの持株会社を通じて保有することで、当該配当源泉税の負担を軽減できる可能性がある。これは、①一定の要件を満たすEU加盟国間の配当については源泉税が免除される、②オランダから日本への配当については、日蘭租税条約の適用により源泉税が5%に軽減される、③オ

持株会社の利用による配当源泉税の軽減ストラクチャ



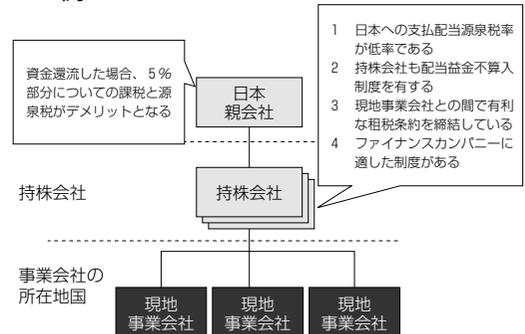
ランダでは受取配当は原則課税されないためである。

2 その他（外国子会社配当益金不算入制にかかわらずメリットとなる部分）^(注6)

従前より、海外持株会社は資金の域内留保以外にも、海外子会社群の利益と損失の相殺を目的とした連結納税制度の連結親法人としての役割やファイナンスカンパニー^(注7)としての役割を担うことがあったため、その観点からも持株会社を活用するメリットが有ると考えられる。さらに、前述のように、海外持株会社は、税務コスト削減の目的のみ設立されるものではなく、統括機能やサプライチェーンマネジメント機能を包含した地域統括持株会社としての機能を有するケースも考えられる。

このように、新制度は必ずしも既存の投資ストラクチャの変更を求めるものではなく、むしろ、新制度のポイントを正しく理解した上で、直接保有形式も選択肢の一つとして国際税務戦略を再検討することが今後の課題となろう。

平成21年度税制改正後の持株会社ストラクチャの一例



(注6) 持株会社ストラクチャの詳細は、税務弘報2008年12月号「クロスボーダーM&Aの税務戦略(上)」参照。

(注7) ファイナンスカンパニーとは、グループ企業内での相互ファイナンスの観点から、グループが事業利益から得た余剰資金(配当)を集中的に管理し、あるいはグループ外から資金を調達し、資金を必要とするグループ企業へ貸し付けをするという機能を有するエンティティを指す。税務プランニングの観点からは、低課税国に設立したファイナンスカンパニーから高課税国にあるグループ各社に貸し付けることで、利息の受払いを通じて利益(利息収益)を低課税国に移転することができ、高課税国と低課税国の税率差だけ税負担を軽減することができる。詳細は、税務弘報2008年12月号「クロスボーダーM&Aの税務戦略(上)」参照。